

令和5年 第3回 新富町農業委員会会議録

(令和5年3月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和 5 年 第 3 回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和 5 年 3 月 28 日（火）					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 5 年 3 月 28 日 午後 1 時 35 分 議長 閉会 令和 5 年 3 月 28 日 午後 2 時 7 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	-	
	2 番	芳野 京子	○	10 番	川野 國廣	○
	3 番	山口 弘安	○	11 番	中山 真一	○
	4 番	藤井 貞敏	○	12 番	長友 保	○
	5 番	水筑 祐子	○	13 番	猪俣 忠	○
	6 番	太田 茂	○	14 番	井崎 誠	○
	7 番	長友 万藏	○	15 番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	×	16 番	前田 章男	○
会議録署名委員		2 番 芳野 京子委員、3 番 山口 弘安委員				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	緒方 利行	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
	主 幹	濱藺 幸江	×			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移
転・利用権設定の集積計画承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定
(中間管理機構)の集積計画承認について
- (5) 遊休農地調査に基づく非農地判断の承認について
- (6) 令和5年度最適化活動の目標設定等について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権
移転・利用権設定の集積計画承認について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第7項の規定による利用権設定
(中間管理機構)の配分計画承認について

議案第15号 令和5年度最適化活動の目標設定等について

議長 ただ今から、令和5年第3回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員7名、農地利用最適化推進委員7名であります。定足数に達しております。

議長 2月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に2番 芳野 京子委員、3番 山口 弘安委員を指名いたします。

議長 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議がないようですので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第3、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長 それでは、その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1について説明申し上げます。議案の1ページになります。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■他全4筆、畑の5,724㎡です。所有権移転の経営規模拡大で対価額■■万円です。事務局で現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありませんでした。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友保 ないです。

議長 それではその2について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2について説明申し上げます。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■、田の300㎡、所有権移転で経営規模拡大の無償譲渡となっております。
現地調査について報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

中山 ありません。

議長 次にその3について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その3について説明申し上げます。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■他全7筆、田の10,032㎡、畑の3,753㎡の計13,785㎡で、親子間設定で生前贈与のための所有権移転です。無償譲渡となっております。
現地調査について報告します。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友保 ありません。

議長 次にその4について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の2ページになります。その4については、譲渡人は■■■
■さん、譲受人は■■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■
■■他全10筆、田の561㎡、畑の5,981㎡の計6,542㎡。所有権移転で経営規模拡大の対価額■■■万円となっております。
次に現地調査について報告します。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

猪俣 ありません。

議長 ただいま議案第 11 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第 11 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 11 号については、申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長 それでは、その 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の 3 ページになります。その 1 です。現地調査資料の 1 ページにもなります。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんで■■■■■■■■■■沿いの■■■■付近になります。

申請地は大字■■■■■■■■他全 2 筆、田の 704 m²で申請内容は一般個人住宅・物置で建築面積は 112.04 m²です。申請理由は議案書記載のとおりです。こちら第 1 種農地となっておりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので不許可の例外に該当しております。土地代は■■■万円です。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

7 番 長友 万蔵委員

長友万 7 番長友がその 1 について、説明します。先程説明がありましたように■■■■西側にあたり、用排水も設置してありまして、何も問題ない

議長 地元委員からはなにかありますか。

議長 次に、その２について、事務局に説明を求めます。

譲受人は■■■■■■■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、
申請地は大字■■■■■■■■他全 4 筆で先程と同じく■■■■■
■■■■■■■■■近くの県道交差点付近になります。登記地目が田の
2,904 m²、申請内容は事業用地、面積は 2,904 m²、申請理由は議案書
記載のとおりです。第3種農地で土地代は■■■万円となっております。
説明は以上です。

12番 長友 保委員

議長 地元委員からはなにかありますか。

議長 次に、その３について、事務局に説明を求めます。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■他全3筆で■■■■■■■■■■向側付近になります。登記地目が田の183㎡、畑の136㎡で計319㎡で、現況はすべて畑となっております。申請内容は一般個人住宅、建築面積は112㎡、申請理由は議案書記載のとおりで、小集団の生産性の低い農地で、

集落に接続する農地であり、第2種農地と判断しております。土地代は■■■万円です。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

2番 芳野 京子委員

芳野 2番芳野が現地調査の報告を致します。きれいに整地されており、回りも住宅もあり、何も問題ありませんでした。

議長 地元委員からはなにかありますか。

長友嘉 ありません。

議長 ただいま議案第12号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第12号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第12号については、申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 つぎに、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その1の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

10番 川野 國廣委員

川野 10番川野です。その1について説明します。

対象土地は、申請地は大字■■■■■■■■■■、地番は■■■■番地、畑で2,712㎡です。譲渡人は大字■■■■番地、■■■■さん、譲受人は、大字■■■■■■■■■■■■■■■■■■さん、対価額は■■■■

■■■■円ということで、10 アールあたり■■■■■■■■円になります。移転時期につきましては令和5年4月14日ということで、話がつきました。この案件につきましては平下委員との共同あっせんになります。よろしくお願いします。

議長 続きまして貸借権設定について事務局に一括して説明してもらいます。

事務局 それでは、その2以降から説明させていただきます。

6 ページからになります。譲受人が■■■■さん、譲渡人が土地所有者の相続人■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■他全3筆、田の4,142 m²、公告期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日、賃貸借設定の10アールあたり■■■■■■■■円で、経営規模拡大で上今町案件となっております。

その3です。譲受人が■■■■さん、譲渡人が相続人の■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■、畑の3,667、公告期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日、賃貸借設定の10アールあたり■■■■■■■■円で、経営規模拡大で個別案件となっております。

その4から11までにつきましては、再設定になりますので説明は省略します。以上、説明を終わります。

議長 ただいま議案第13号について説明がありましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第13号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第13号については承認されました。

議長 つぎに、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定（中間管理機構）の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それではその1からその20まで、一括して事務局に説明を求め

ます。

それでは、説明申し上げます。議案書の 12 ページからになります。

こちらはその 1 から 20 までにつきましては、農地中間管理事業の地域及び個別案件となっております。なお、借り手予定者につきましては、43 ページ、別紙様式第 7 号の 2 の配分計画案をご覧ください。以上、説明を終わります。

議長 ただいま議案第 14 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第 14 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 14 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 15 号「遊休農地調査に基づく非農地判断の承認について」を議題といたします。

議長 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは説明申し上げます。昨年 8 月 22 日から 25 日にかけて農地パトロールを行いました。その中で非農地判定となりうる農地につきまして、担当班の方で確認して頂きましたので、承認をお願いしたいと思います。

今回、非農地判断を承認していただくのは、議案書 22 ページからの分となっております。詳細につきましては、44 ページ、別紙様式 1 の耕作放棄地全体調査表をご覧ください。

なお、判定の基準といたしましては、対象地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であり、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる土地を非農地判断の基準としております。以上、説明を終わります。

議長 ただいま議案第 15 号について説明が終わりましたが、質問等はあ

りませんか。

井崎 自分のそばの田が耕作されていないので、そういうのは申請を挙げればよいですか。

事務局 場所を教えてくださいいただけますか。

井崎 そこは、水ものらないし、土手等もなく、田も三角地なんですけども、そういうのがあれば、話をして事務局に相談すればいいんですね。

議長 他に質問はないですか。質問等もないようですので、採決します。

議長 議案第 15 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 15 号については承認されました。したがって、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長 つぎに、議案第 16 号「令和 5 年度最適化活動の目標設定等について」を議題といたします。

議長 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 16 号について説明いたします。

農地利用最適化に関する指針の見直しにより、昨年の 6 月に総会で説明しました目標設定、活動記録の記入などをお願いしてまいりましたが、40 ページのとおり令和 5 年度の同様に活動の目標設定を行いました。

この議案書の最初、Ⅰ農業委員会の状況につきましては、昨年と変更なく議案書に記載の通りしております。

次にⅡ最適化活動の目標になります。

管内の農地面積 2,150ha に対し、これまで 1,706ha 集積されており、集積率 79.2%ということで、こちらを今年度までに集積率 80%を目標とすることとなっておりますので、今年度は新規集積面積の目標を 14 ヘクタールとしております。

遊休農地の解消につきましては、緑区分の遊休農地解消面積 2.2ha としております。

最適化活動を行う日数目標を委員一人月 8 日とし、また、8 月、11 月 2 月に「農地の集積」の活動強化月間として、目標を設定としております。以上です。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

太田 関連はないかもしれませんが、農家はどれくらい減っていますか。

事務局 前回の農業センサスの数値からは、数値は、今は分かりませんが減っています。

議長 質問等はないですか。質問等もないようですので、採決します。
議案第 16 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第 16 号については承認されました。したがって、ホームページで公表することといたします。

議長 以上をもちまして、令和 5 年 3 月 28 日開会の第 3 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。

令和 5 年 3 月 28 日

会 長 平下 裕敏

署名委員 芳野 京子

署名委員 山口 弘安